

令和6年門審第9号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和4年6月19日17時45分

山口県神田岬西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 2.9トン

登 録 長 9.54メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 302キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前方右舷側から順に機関操縦レバー、舵輪及び魚群探知機兼用GPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和4年6月19日07時00分山口県安岡漁港を発し、08時頃同県角島西方沖合の釣り場に到着し、同島周辺を移動しながら遊漁を行い、17時25分角島北東方沖合の釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、角島南方の神田岬西方沖合約500メートルの範囲には、水上岩や干出岩が点在する浅所（以下「神田岬浅所」という。）が拡張しており、GPSプロッターを拡大表示すれば、同岬沖合の水深や干出岩などを確認することができた。

また、a受審人は、神田岬沖合に1日のうちに投網と揚網が繰り返される建網に類する漁具が設置されている日があり、その際は、神田岬から800メートル以上離して航行していた。

a受審人は、山口県鼠島東方沖合を南下し、17時41分半特牛灯台から234度（真方位、以下同じ。）1.3海里の地点で、神田岬沖合に漁具が設置されていないことを目視で確認したので、予定経路を変更して初めて神田岬に接近して航行することとし、針路を200度に定め、18.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、神田岬周辺の水深が浅いことを知っていたものの、その詳しい状況までは承知していなかったが、同岬に接近して漁具を設置する漁船を以前見掛けたことがあったので、自船も無難に航行できるものと思い、GPSプロッターを活用して神田

岬沖合の状況を把握するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、神田岬浅所に向首して続航し、17時45分特牛灯台から218度2.2海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、神田岬浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器翼に曲損、船尾船底外板に擦過傷等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、神田岬北方沖合において、安岡漁港に帰航中、予定経路を変更する際、水路調査が不十分で、神田岬浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、神田岬北方沖合において、安岡漁港に帰航中、予定経路を変更する場合、同岬周辺の水深が浅いことを知っていたものの、その詳しい状況までは承知していなかったのだから、神田岬浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用して神田岬沖合の状況を把握するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、神田岬に接近して漁具を設置する漁船を以前見掛けたことがあったので、自船も無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、神田岬浅所に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月28日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳